

『内裏式』の古写本について

西 本 昌 弘

はじめに

弘仁十二年（八二二）に撰進された『内裏式』は現存する最古の儀式書の一つで、平安初期の宮廷儀礼の實際を伝える貴重な史料である。この『内裏式』の写本は『国書総目録』と『古典籍総合目録』に約六十部が掲げられ、これに未収録の九条本や東山御文庫本などを加えると、七十部近くに及ぶ。これらの写本に言及した研究は少ないが、『図書寮典籍解題』続歴史篇は、宮内庁書陵部所蔵の柳原光綱書写本について書誌的な解説を加え、同じく鷹司本や葉室頼孝本・竹屋光棟本などを紹介している。⁽¹⁾ また所功氏は内閣文庫所蔵の慶長御写本（紅葉山文庫本）や日野資時校合本、書陵部所蔵の鷹司本・柳原光綱本などを紹介して、柳原本が日野本の転写であることを指摘し、あわせて近年整理された書陵部蔵の九条本『内裏式』の概略を説明している。⁽²⁾

しかし、『西宮記』や『北山抄』などの詳細な書誌的研究に比べると、

『内裏式』諸本の系統調査はいまだ不十分であり、九条本以外に古写本の存在さえ確認されていない。そこで本稿では、書陵部蔵本を中心に、『内裏式』の諸写本を調査して、古写本のいくつかを紹介するとともに、近世における『内裏式』の書写過程を追跡して、諸本の系統を解明する糸口をつかみたいと思う。

一 九条本『内裏式』

書陵部には九条家旧蔵の『内裏式』が二軸架蔵され、昭和五十七年に整理された。⁽⁴⁾ いずれも中巻であるが、鎌倉時代に遡る古写本である。以下、順番に説明を加えたい。

(1) 九条本A（函号九・一一三）

中巻一軸。後世卷子本に改装されているが、原装は冊子本。第一紙は卷子本の仮表紙で、江戸初期の九条道房の筆跡で中央に「内裏式中」と墨書する。第二紙から第二十三紙までが元来の冊子本で、第二紙の原表

紙の左上に「内裏式中」と外題し、第三紙冒頭に「内裏式中」と内題する。原表紙も含めると墨付二十二枚。末尾に本文とはやや異なる筆致で「弘安十二廿七校了」と奥書を記す。本文中には一部校訂が墨書されるが、朱書・朱点などは一切ない。第二紙以降の二十二紙にはいずれも紙背文書があり、料紙は楮紙もしくは斐楮交漉紙。各紙の法量は縦二八・二センチ前後、横四〇・〇センチ前後で、その中央には折目の痕跡が残り、折目をはさんで左右対象に虫損が広がる。また第二紙以降、上部欄外に「一丁」「二」「三」「廿二丁終」などの丁付が打たれる。

以上の特徴からみて、当本は弘安十年（一二八七）二月二十七日に校合を終えた写本で、本来は横二〇センチ前後の袋綴冊子本（半丁八行、一行十八字前後）であったが、江戸初期の修補のさいに、九条道房が卷子本に改装するとともに、第一紙の卷子表紙を後補したものと考えられる。第二紙以降の紙背文書に「文永七年」「文永八年」などの年紀がみえる点からみても、当本が鎌倉時代に遡る貴重な古写本であることは間違いない。

当本には破損部が多く、判読できない箇所も少なくないが、目録・本文とも流布本中巻と同一の十三篇目を収める。目録部分を示すと次のようである（丸付数字は筆者）。

- ① 奏成選短冊式
- ② 賀茂祭日警固式
- ③ 奏鈴、擬郡領式
- ④ 五月五日馬射式
- ⑤ 五月六日馬射式
- ⑥ 七月七日相撲式

- ⑦ 七月七日相撲式
- ⑧ 九月九日菊花宴式
- ⑨ 十一月進御曆式
- ⑩ 十一月奏御宅稻敷式
- ⑪ 十一月新嘗會式
- ⑫ 十二月進御藥式
- ⑬ 十二月大難式

このうち、傍点を付した③の「鈴」と⑦の「七」は、それぞれ「銚」「八」の誤写であり、傍線を施した④⑤の「馬射式」や⑩の「御宅稻」は、流布本（通行本）では「鶴馬射式」「御宅田稻」と記される。また、本文中では⑤⑦に相当する篇名が「六日」「八日」とのみ書かれ、①の式日が「四月十一日」とされるのも、流布本との大きな相違点である。さらに、巻末に記される弘仁撰者名のうち、最末行の滋野貞主を欠き、それ以外の撰者名も官位・姓のみで、名を落している（小野峯守は姓名ともなし）。九条本Aにはこのように流布本との相違点が多く、そのいくつかは伝写のさいの誤脱と考えられるが、後述する前田本とも一致する④⑤の「馬射式」や①の式日「四月十一日」などは、『内裏式』の古い記載を伝えるものとして尊重すべきであろう。⁽⁵⁾

さて、当本を書写もしくは校合した人物については、紙背文書の検討から、ある程度の推測が可能である。まず、第二十三紙裏は「正月四日」付の「五条殿」あて書状であるが、「右兵衛尉平貞茂」を叙爵の勘文に加入したかどうかを尋ねるもので、第二十二紙裏・第二十一紙裏とつづく叙位関係文書とともに、正月五日に行われた叙位議に関わる文書とみられる。また、第六紙裏の書状中に「五条大外記殿」の語がみえ、

第四紙裏の書状の宛先は「大外記殿」であり、第八紙裏には「外記捺祿田」に関する書状がみえている。こうした紙背文書の内容からみて、叙位議に深く関与した「五条大外記」と称される人物が、当本の作成に大きく関わっていると考えられる。

紙背文書のうち年紀を明記するのは、「文永七年十二月十三日」の右京職注進、「文永八年正月」の左馬寮注進、「文永八年□月」の右馬寮注進などであるが（いずれも『鎌倉遺文』に未収）、文永七年・八年当時の大外記を『経俊卿記』『吉統記』に求めると、清原良季と中原師頭の両名が見出せる。⁽⁶⁾この両名のうち「五条大外記」と称されたのは清原良季であろう。良季の孫で南朝の懐良親王に従い、九州を転戦した清原頼元は、『太平記』菊池合戦事に「五条大外記」と記されている。福岡県八女の五条家に伝わる『五條系図』⁽⁷⁾は、頼元の項に「自此五條家」と注記するので、清原流の五条氏はこの頼元から始まるとされているが、九条本A『内裏式』の紙背文書よりみて、頼元の祖父良季の時代にはすでに五条を称していたようである。

清原良季は局務を世襲した明経道清原氏の嫡流に属し、文永二年三月二十二日に大外記として出仕をはじめ（『外記日記』同日条、弘安十年正月にこれを辞任するまで（『外記補任』同年条）、局務として叙位除目の奉行をしばしばとめた。⁽⁹⁾また文永年間には侍講として内裏に参候し、『尚書』『古文孝経』『尚書正義』『毛詩』などを講義、『春秋左氏伝』に関する亀山天皇の御下問にも答えている。⁽¹⁰⁾このうち、文永十年閏五月

十四日の『毛詩』御読のさいには、御本の『毛詩』第一・二巻が良季宅にもたらされ、良季本と校合して進上するよう命令があり、⁽¹¹⁾良季が良質の写本を所蔵していたことをうかがわせる。

清原氏には平安末に頼業が出て、『春秋左氏伝』『尚書』などの綿密な校合本を作成し、これを証本として子孫に相伝した。⁽¹²⁾鎌倉の北条実時に『古文孝経』や『律令』を伝授した清原教隆も、こうした相伝秘説に依拠しているが、⁽¹³⁾嫡流の良季のもとには曾祖父頼業以来の累代家説が、写本などの形で蓄積されていたであろう。⁽¹⁴⁾こうした家柄や経歴からみて、清原良季は九条本『内裏式』の書写者もしくは校合者としてふさわしく、紙背文書にみえた「五条大外記」は同人にあたると思われる。奥書の日付「弘安十年二月二十七日」は良季が大外記を辞した直後であり、良季は大外記時代の書状・文書の紙背を利用して、『内裏式』を書写もしくは校合したのであった。

(2) 九条本B（函号九・一一四）

中巻一軸。第一紙は江戸初期の後補表紙で、九条道房の筆跡で左上に「内裏式」と墨書する。第二紙も補写で、内題・目録および奏成選短冊式の冒頭四行を後補する。やはり道房の補写であろう。第三紙以降、第六十八紙までの十六紙が元来の卷子本残存部で、料紙は斐楮交漉紙。第六紙（横三八・九センチ）と第七紙（横四四・〇センチ）以外は、縦三〇・二センチ前後、横四六・二センチ前後の紙を張り継ぐ。天地の横界と縦の行界を引き、界高は二二・九センチ、界幅は二・四センチ前後。本文

の全面にヲト点を朱書し、各篇目名の右上には篇名と式場を朱標記、進御曆式と新嘗会式では一部の割注が朱書される（朱標記・朱割注とも本文と同筆）。奥書は存在しないが、筆跡や紙質から鎌倉末期の書写とみられる。

第二紙以降の料紙左肩には「一」から「十七終」までの紙数が打たれるが、補写の第二紙には界線・朱書・朱点ともに存在しない。この補写部分を前述した九条本Aと比較すると、目録中の「鈴擬」や「七日」などの誤記が一致し、A本の奏成選短冊式冒頭の破損部（一字分）を、B本ではそのまま模写しているの、九条本Bの補写部分が九条本Aの転写であることが確認できる。九条本Bの冒頭部分が江戸初期には欠落していたため、九条道房は九条本Aによってこれを補い、表紙を付け加えて修補したのであろう。

九条本Bの本文中には「六日」「八日」の篇目名がみえ、弘仁撰者の官位・姓名から名を落す点なども、九条本Aと共通する特徴であるが、A本中の誤脱をB本はほとんど継承しておらず、逆に奏御宅田稲数式中の「稲若干束」を「稲若干束」に、大雛式中の「斎郎」を「斎部」に誤記するなど、B本独自の誤脱も少なくない。B本にのみ朱書・朱点が存在することも勘案すると、九条本Bを九条本Aと同系の写本とみるのは難しく、江戸初期の九条家には系統の異なる『内裏式』中巻が二点伝えられていたと考えられる。

しかし、江戸初期以前の両本の伝来については不明の点が多い。九条

忠嗣筆・九条忠教加筆の『九条家文庫文書目録』（図書寮叢刊『九条家文書』五所収）は、正応六年（永仁元年、一二九三）における九条家の蔵書目録であるが、ここには「西宮井北山抄」「江次第」などがみえるだけで、「内裏式」はみえていない。前述のように、九条本Aは弘安十年（一二八七）に校了しているが、本来は清原（五条）氏の蔵本であったから、正応六年にはまだ九条家に入っていなかったであろう。その後、慶長十九年（一六一四）の徳川家康の古書贍写のさいにも、九条家からは『北山抄』と『新儀式』が出されたのみで、『内裏式』は提出されていない。

管見の限り、九条家の『内裏式』が確認できるのは、寛永十八年（一六四一）前後に九条道房が作成したと推定される『九条家記録文書目録朝儀関係等（函別目録）」（書陵部蔵自筆本、函号九・二七二）が最初で、第十四箱に収められる書籍として、「西宮記」「北山抄」「新儀式」などとともに「一帖 内裏式中」がみえる。「一帖」が折本もしくは冊子本を意味するとすると、この「内裏式中」は原装が冊子本であった九条本Aに該当する。ただし九条本Bの継目部分には、糊離れと継直しが何度くり返された形跡が認められるので、道房修補以前の九条本Bは巻子本の体裁をとどめず、各紙が分離した状態で保存されていたと思われる、こうした状態の古書を「一帖」と称する可能性も皆無ではない。道房はAB両本を修補しているが、何らかの理由から、いずれか一本のみを目録に掲げ、

「一帖 内裏式中」と記したのであろう。

その後、九条本『内裏式』は寛文八年（一六六八）に、鷹司家と壬生家に貸出され書写された。書陵部所蔵の自筆本『重房宿禰記』（函号F・一三三）同年正月二十七日条に、

及暮鴉令伺候撰政殿、内々内裏式可令借進之由、依被仰下令持参、則被召簾前御喜悅之由被謝仰、重房所持内裏式上下也、中卷九條右大臣殿御所持也、被借召彼本又可被借下之由被仰、令全部之故、是又再興之由令言上訖、

とあり、撰政殿（鷹司房輔）に「内裏式上下」を借進した壬生重房は、九条右大臣（九条兼晴）所持の内裏式「中卷」を、鷹司房輔を介して借りうけることを約束されている。同日記の二月十三日条には、

從鷹司撰政殿、可令伺候之由被仰下、則令伺候、仰云、令借進内裏式被写留、御喜悅之由被仰、今度重房令借進内裏式、中卷令紛失之處、中卷九條右大臣御所持之間、予本於令借進者、又中卷可被借下之由、内々右大臣殿仰故、從撰政殿予本被進右大臣殿、右大臣殿御本中卷被借下、奉拜借帰了、令全部之段、可云幸甚也、

とみえ、壬生本「内裏式」の書写を終えた鷹司房輔は、壬生本の上下と九条本の中卷を交換書写することを提案し、九条家に壬生本を送るとともに、壬生重房に九条本の「内裏式中卷」を借下した。『重房宿禰記』によると、重房は二月二十六日に九条本の書写を終えて、これを鷹司房輔に返却したが、このとき壬生本ははまだ戻されておらず、鷹司家を通して壬生本が重房のもとに返されたのは、四月一日になってからであっ

た。なお、九条兼晴は鷹司家の出身で、房輔の同母弟にあたる。

寛文八年にはこのように鷹司房輔の仲介により、九条兼晴所持の『内裏式』中巻と壬生重房所持の『内裏式』上下が互いに書写され、ここに九条・鷹司・壬生の三家に『内裏式』三巻が完備することになった。現在、書陵部に蔵する鷹司本『内裏式』三冊は、このとき房輔が九条本と壬生本を転写したものと考えられるが、その中巻は奏成選短冊式の五行目からヲコト点を朱書し、朱標記・朱割注をもつなどの点で、九条本Bとほぼ完全に一致しており、卷子本と冊子本、縦横の界線をもたないなどの点に違いはあるが、九条家から貸出された『内裏式』中巻が、九条本Bであったことを物語っている。

その後、九条本Bの内容は壬生家や鷹司家の新写本を通して世に広まったと思われ、随所に朱書を施す特徴的な『内裏式』中は、内閣文庫蔵の日野資時校合本『内裏式』や書陵部蔵の柳原光綱本『内裏式』など、享保年間までの『内裏式』写本の多くに見出すことができる。なお、寛文八年に九条兼晴が壬生本によって書写した『内裏式』上下二冊と、九条本Bを新写した『内裏式』中一冊が、書陵部の九条家旧蔵本のなかに現存するが、未整理本のため詳しい調査は後日にまわりたい。

蛇足ながら、書陵部の九条本『御記目録』（函号九・五二二）には、^{十六}「内裏 新儀式 書年 任官雜例 一箱」とあり、第十六箱中に『内裏式』や『新儀式』の書名がみえる。奥書によるとこの目録は、延宝三年（一六七五）仲冬に河東文庫に移された書物のリストであるが、前々

年五月につづいて、この年十一月二十五日にも京都で大火があり、近衛・一条・二条などの文庫を焼いたので（『永貞卿記』『重房宿禰記』）、九条家ではこの直後に、貴重書を賀茂川以東の文庫に避難させたのであろうか。いずれにしても、こうした努力により、九条本『内裏式』は今日に伝えられたのである。

二 壬生本『内裏式』

現在は所在不明であるが、近世まで伝存していた『内裏式』古写本に、官務家小槻氏に伝えられた壬生本がある。自筆本の『晴富宿禰記』（図書寮叢刊）文明十年（一四七八）十一月二十二日条には、禁裏よりの所望により、『内裏儀式』三巻を進上したことがみえるが、次紙紙背の晴富書状断簡には、

只今内裏儀式三巻進上候、此外神宮式・儀式・内裏式・藏人式等持候、此分者皆無子細候、自余者損失候、

とあり、当時の官務家には、『内裏儀式』のほか『儀式』や『内裏式』などが、損失のない状態で所蔵されていたことがわかる。

この壬生本『内裏式』はその後もたびたび貸出され、堂上家を中心に書写された。以下、壬生本を親本・祖本とする『内裏式』写本について、順番に述べていきたい。

(1) 内閣文庫所蔵紅葉山本『内裏式』（函号特二二・一）

上下二冊。縦二八・六センチ、横二一・三センチの袋綴装冊子本で、紺色表紙の左上に「内裏式上」「内裏式下」の題簽を付す。本文料紙は楮紙。半丁八行の野紙を用い、一行に十七字詰め⁽¹⁶⁾。上巻は墨付四十一枚、下巻は墨付八枚。両冊とも奥書はなく、巻首に「紅葉山本」の長方朱印を捺す。

当本は徳川家康が書写させた慶長御写本の一つで、家康の死後、駿府の文庫から江戸の富士見亭の文庫に送られ、やがて紅葉山文庫に伝えられた⁽¹⁷⁾。林道春の『御本日記』（近藤守重『好書故事』書籍三十四・三五所引）に、「内裏式 官務 二冊 一管ニ入」とあり、『御書籍来歴志』五にも、「内裏式 慶長寫本ノ一ナリ、御本日記ニ壬生官務ヨリ出ルト云」とみえ、紅葉山本『内裏式』の親本が壬生官務本であったことがわかる。

『本光国師日記』『駿府記』などによると、慶長十九年（一六一四）四月、家康は御所や公家に秘蔵される古書の謄写を計画、金地院崇伝と本多正純にその調査を命じた。崇伝らは京都の舟橋秀賢⁽¹⁹⁾を通して、九条家には『新儀式』『北山抄』、官務家には『西宮抄』があるという情報入手し、十月二十七日から崇伝と林道春の指揮のもと、京都の南禅寺金地院に五山の能書の者五十名を集めて、古書の謄写作業が開始された。

書陵部所蔵の『孝亮宿禰記』（函号F九・一三〇）によると、壬生孝亮は十月二十六日に家康の訪書のことを知り、翌二十七日には早速「西宮記廿二巻」を提出している。ついで十一月四日に孝亮は「内裏式二

冊」を二条城の家康に披露し、翌五日これを南禅寺へ遣わした。この書写事業が完了するのは翌年三月であるが、『西宮記』と『内裏式』は前年中に書写されたようで、慶長十九年十二月二十六日に家康に献上された十四部の書籍中に、両書の名がみえている(『駿府記』『大坂冬陣記』)。そして、翌慶長二十年(元和元年)二月十五日に、金地院崇伝から壬生家に「西宮記廿二巻、内裏式二冊」が返却された(『孝亮宿禰記』)。

壬生家から家康に提供された『内裏式』は上下二冊のみであったから、このときまでに壬生本の中巻は失われていたのである。前述のように、壬生家の『内裏式』は文明十年までは完存していたようなので、それ以降、慶長十九年までに中巻を紛失したのであろう。

(2) 書陵部所蔵鷹司本『内裏式』(函号二六六・五四八)

上中下三冊。縦二九・〇センチ、横二一・六センチの袋綴冊子本で、山吹色表紙の左上に「内裏式上」「内裏式中」「内裏式下」と墨書する。本文料紙は斐紙。上は墨付三十一枚、中は十七枚、下は八枚。「鷹司蔵書記」の長方朱印を捺す。奥書はないが、中巻は九条本Bの忠実な写本であり、上下両巻も紅葉山本とほぼ同じ特徴をもつ点から、当本は九条本Bと壬生本の取合せ本とみられる。

前述のように、寛文八年(一六六八)には九条本Bの『内裏式』中が鷹司家と壬生家に、壬生本の『内裏式』上下が鷹司家と九条家にそれぞれ貸出され書写された。鷹司房輔は仲介の労をとるとい形で、九条本Bと壬生本を転写し、鷹司家に『内裏式』三巻を完備させたのである

が、このときの書写本がこの鷹司本『内裏式』である。その書写はきわめて丁寧で、中巻は九条本Bの朱書・朱点まで忠実に写しており、上下二冊も壬生本の原形を正確に謄写していると考えられる。

(3) 書陵部所蔵柳原本『内裏式』A(函号柳・七〇〇)

下巻一冊。縦二八・〇センチ、横二〇・三センチの袋綴冊子本。楮紙の原表紙の中央に「内裏式下巻」、右肩に「重本也」と墨書する。本文料紙は楮紙。墨付八枚。奥書はない。半丁の行数、一行の字数などはすべて鷹司本と一致し、鷹司本が壬生本の虫損部を空白で示すのに対して、当本はその残画まで描く。壬生本下巻の忠実な転写本といえよう。

『重房宿禰記』寛文十年(一六七〇)四月十三日条には、

從柳原資廉、中右記拾四冊令借給、從鷹司殿可被写下之由、内々依蒙仰、令進殿下訖、内裏式中巻・康富記拾六冊、令借資廉了、

とあり、壬生重房は柳原資廉から『中右記』を借りて、これを鷹司殿へ送る一方、資廉に壬生家の『内裏式』中(九条本Bの転写本)を貸出している。おそらく中巻のみでなく、上下巻も壬生家から貸与され、柳原家において書写されたのであろう。そのうちの下巻のみが残ったのが、現存する柳原本Aであると考えられる。

(4) 内閣文庫所蔵日野本『内裏式』(函号一四四・二八五)

上中下一冊。縦二九・三センチ、横二〇・二センチの袋綴冊子本。渋引表紙の左上に「内裏式」と外題する。本文料紙は楮紙で、墨付は三十枚(上十七枚、中十一枚、下五枚)。半丁十三行、一行二十二字前後。

『和學講談所』の長方黒印と『淺草文庫』の長方朱印を捺す。奥書に、

右内裏式三冊、以花山院前亜相定誠卿

本、令書写校合了、

延宝六年首夏中旬

右大臣（花押写）』

右内裏式三冊以一條殿

御本書寫校讎畢、

元禄第八曆臘月十五日

左司郎藤

とあり、花山院定誠の所持本を延宝六年（一六七八）に一条内房（のち冬經・兼輝と改名）が書写、それを元禄八年（一六九五）に日野輝光が書写したものである。上下二巻分は壬生本、中巻は九条本Bの特徴と一致するから、鷹司本と同様、壬生本と九条本Bとの取合せ本とみられる。

さて、この日野本の祖本たる花山院定誠本も、やはり壬生家の蔵本を底本とするようである。『重房宿禰記』寛文八年六月三日条に、

令参入花山院亜相、内々依約諾、内裏式上令借了、類聚三代格可許借之由、内々依申給、余又令借了、

とあり、同年十一月二十一日条には、

従花山院亜相、内裏式上・西宮記二巻返給、又類聚三代格二冊借給、とみえる。壬生重房は花山院定誠から『類聚三代格』を借りる一方で、壬生本の『内裏式』上を定誠に提供しているのである。中巻・下巻の貸

出しは確認できないが、日野本の祖本たる花山院定誠本は、おそらく壬生家の『内裏式』上中下（中は九条本Bの転写本）を書写したものであろう。

なお日野本には、享保八年十二月中旬に日野資時が壺井義知本をもって校合した旨が朱筆で追記され、本文全体に壺井本による校合朱書がおり、びたたく記入されている。一方、書陵部所蔵の柳原本『内裏式』B（上中下一冊、函号柳・六九九）はその奥書によると、享保十一年六月上旬に柳原光綱が日野資時本を書写したものであるが、日野本にすでに存在した壺井本との校合朱書を、柳原本Bは一切書き写していない。前述のように、柳原家では寛文十年に壬生本『内裏式』が書写され、このうち下巻は後世まで伝存したから、柳原家には壬生本の記憶が残されていたと思われる。このため光綱は日野本のうち壬生本をうけつぐ本文のみを写し、壺井本による校合部分は省略したのであろう。

以上のように、壬生本『内裏式』は慶長から寛文までに、徳川をはじめ鷹司・九条・花山院・柳原などの公家・武家に書写され、これがさらに一条・日野・柳原などの諸家に転写されたのである。寛文以降の壬生本『内裏式』には九条本Bを新写した中巻が含まれるが、古写本の上下二冊とともに一括され、三冊本として貸出されたのであろう。

その後、『内裏式』の校訂研究がさかんにになると、壬生本を閲覧する学者もあらわれた。藤貞幹の校本『内裏式』は天明八年（一七八八）の奥書をもつが、そのあとに追筆で、

寛政四壬子三月以壬生官務

所蔵古本一校了 幹

と朱書する本がある⁽²⁰⁾ので、藤貞幹（寛政九年没、六十六才）は寛政四年（一七九二）三月に、壬生官務所蔵の古本と一校していることがわかる。また、静嘉堂文庫所蔵の山田以文校本『内裏式』（函号七八・三六）の追筆奥書には、

右以官務家所蔵旧本一校畢、（中略）

于時天保五年九月十一日 阿波介藤以文

とみえ、山田以文（天保六年没、七十四才）は天保五年（一八三四）九月になって官務家所蔵の旧本と一校した。さらに、書陵部所蔵の勢多校本『内裏式』（函号一七三・一三九）は享和三年の版本『内裏式』に、壬生本や山田以文校本との校異を書き込んだものであるが、その上巻末尾の欄外に、

嘉永甲寅春日、以祢家古本七葉校合、後為懈怠、秋日以錦所祢本校

合之本校訂、 章甫

と朱書があり、勢多章甫（明治二十七年没、六十四才）が嘉永七年（一八五四）の春と秋に、祢家（壬生家）の古本七葉と錦所祢本校合本（前述した静嘉堂文庫蔵の山田以文校本）とによって校訂したことを示す。

このように、壬生本の『内裏式』は当代の碩学にしばしば閲覽され、貞幹による校合は一部、享和三年の版本にも生かされたと思われるが、幕末には破損がかなり進んでいたようで、あるいは七葉の断簡になって

いたのであろうか。壬生家の蔵本は明治二十一年（一八八八）に帝室に献納されるが、そのときのリストを⁽²¹⁾みても古写本の『内裏式』は存在せず、ただ「内裏式 校本 一冊」とあるのみである。壬生家旧蔵のこの校本『内裏式』は書陵部に現存し（函号F一〇・二二四）、壬生本『内裏式』を安政三年（一八五六）に模写したものであるが、巻末には山田以文校本の奥書を移写し、本文中にも以文校本との校異が書込まれている。その模写は原本に忠実とはいえず、⁽²²⁾誤脱も少なくない。

さて、壬生本『内裏式』の所在は不明であるが、壬生本を転写した写本は数多く、とりわけ鷹司本は親本にきわめて忠実な精写本と思われるので、鷹司本の上下両冊をみれば、当時の壬生本上下の様態が推し量れる。そこで鷹司本をもとに、壬生本『内裏式』の特徴をまとめると、次のようになる。

上巻ははじめ半丁に六行、一行に二十字前後が基本であるが、やがて半丁に七行〜九行、一行に二十四字前後と増える。下巻はおおよそ半丁に六行、一行に二十字前後。上巻冒頭の「内裏式序」に破損が目立ち、上下とも本文中に一字・二字の虫損が認められる。また「内裏式序」のあとに「内裏式上」「式中」「式下」として篇名を一括列記する。この目録部分は流布本（通行本）には継承されていない。ヲコト点や朱割注・朱標記などは一切なく、上下とも末尾に天長十年の修訂識語を付す。九条本A Bとは異なり、弘仁十二年の撰者署名は姓名とも記すが、最初の藤原冬嗣のみ「冬嗣」の名を欠く。

このうち、壬生本に特徴的な破損部の多い「内裏式序」を掲出しておきたい(巻末図版一参照)。鷹司本は親本の破損部を空白で示すので、破損字数は空白の広さから推測したものである。⁽²³⁾

□¹ 儀注之興其所由来久矣所以指

□ 人納于軌物者也皇上以□□□□²

節文末具覽之者多岐行之者滋惑乃詔

正三位守右大臣兼行左近衛大将藤原朝臣

(この間の人名省略)

等令條定焉於是抄撫新見採綴舊章□□□□³

終緝斯朝憲取捨之宜断於天旨起□□□□⁴⁵正訖□

季冬所常履行及臨時軍國諸大小事以類區

分勒成三卷庶其升降之序降殺之儀披文

即脱臨時靡滯各修厥職守而弗忘象闕書

義近於此

なお、日野本・柳原本Bや葉室頼孝本(書陵部所蔵、函号葉・一三〇

四)には破損部の残画が描かれているので、それらを示しておく、1

には「蓋」、3には「要」と認められる文字が記され、2・4・5には

それぞれ文字の一部「オ」「ク」「ル」が描かれている。

さて、壬生本『内裏式』は文明十年には存在したから、それ以前の書写と思われるが、紅葉山本や鷹司本に写されている書体は古風で、室町時代以前に遡る古写本かと推測される。天保五年に壬生本を閲覧した山

田以文は、静嘉堂文庫の以文校本の追筆奥書に、

右以官務家所蔵旧本一校畢、此本書體古色、凡五六百年前卷子本也、後世為冊子、但旧本中卷闕、天正年間孝亮宿祢所新写云、此新寫亦古本也、尤可貴重矣、

于天保五年九月十一日 阿波介藤以文

と記しており、壬生本『内裏式』上下は五〇六〇〇年前に遡る原卷子本であると指摘する。以文はまた伝聞によって、中巻は天正年間に壬生孝亮が新写したというが、これはおそらく壬生家に伝わる誤伝であろう。前述のように、中巻は寛文八年に壬生重房が新写したものである。

このうち、嘉永七年には勢多章甫が壬生本をみていたが、書陵部の勢多校本『内裏式』の巻末欄外に朱筆で書かれた奥書には、

祢本上卷元卷子本也、此裏悉文書也、此中有正治三年之文書一葉、書体有四様最古本也、後

世為冊子、 大夫尉章甫

とあり、壬生本の上巻は元卷子本で、正治三年(一一二〇一)の年紀をもつ裏文書が一葉存在したという。七葉のみとはいえ、章甫は壬生本を裏見している、その記述は信頼すべきものと思われる。

以上のような、以文・章甫の一致した証言からみて、壬生本『内裏式』の上巻は鎌倉初期に遡る卷子本と考えられ、九条本Aよりも古い書写本ということになる。壬生本本来の中巻と下巻の書写についても、鎌倉時代を大きく下るとは思えず、いづれにしても、壬生本の『内裏式』は九条本ABに匹敵する貴重な古写本であるといえよう。壬生本『内裏

「式」は文明年間までは三巻揃っていたと思われるが、いつのころか冊子本に改装され、慶長十九年までに中巻が失われて、上下二冊本になっていたのである。

三 前田本『内裏式』

尊経閣文庫には上中下一冊本の『内裏式』が架蔵されている。縦二五・四センチ、横二〇・七センチの袋綴装で、茶色表紙の左上に「内裏式」と墨書する。本文料紙は楮紙で、半丁に十三行、一行に二十字前後の字詰をもち、墨付は三十四枚（上十八枚、中十二枚、下四枚）。奥書は存在しないが、室町後期の書写と考えられる。

上巻と下巻の本文は壬生本とはほぼ同じで、「内裏式序」のあとに「内裏式上」「式中」「式下」の目録を掲げ、両巻とも末尾に天長の修訂識語をもち、弘仁撰者の署名中「冬嗣」の名を欠く点など、いずれも壬生本の特徴と一致するので、前田本の上下は壬生本と同系統の写本であると思われる。また、前田本は破損の少ない親本によったようで、前田本上下には破損を示す空白がほとんどないが、数少ない空白は壬生本の破損部と合致しており、前田本もしくはその親本は破損が進行する以前の壬生本を書写したのではないかと推測される。

一方、前田本の中巻は九条本にみえた「鈴擬」「七日」などの誤記を継承せず、きわめて良質の古写本の面影を伝えている。また朱書・朱点

を一切もたず、末尾の弘仁撰者名・天長修訂識語をもとに欠くなどの点で、九条本A Bとはやや異なり、九条本とは別系統の本文をもっている。こうした点からみて、前田本の中巻は壬生本の中巻を書写したものと考えてよいのではないか。前述のように、前田本もしくはその親本は壬生本の破損が進む前に書写されたと思われるが、その時期にはいまだ中巻も失われておらず、上中下とも壬生本『内裏式』を書写したものと推定されるのである。

以上のように考えて大過ないとすれば、前田本には失われた壬生本中巻の面影が伝えられていることになる。中巻だけでなく上下二巻についても、前田本には破損が進行する以前の壬生本の原形がよく残されており、慶長以降の写本では判読できなかった破損部の文字が、前田本をみることによって判明する場合が少なくない。こうした点に前田本の大きな価値があるといえる。たとえば、前田本上巻の「内裏式序」は次の通りである（巻末図版一参照）。

盖儀注之興其所由来久矣所以指

諭人納于軌物者也皇上以禁中礼式

節文末具覽之者多岐行之者滋惑乃詔

正三位守右大臣兼行左近衛大将臣藤原朝臣

（この間の人名省略）

等令條定焉於是抄撫新見採綴舊章原始要

終緝斯朝憲取捨之且断於天旨起自元正詔

季冬所常履行及臨時軍國諸大小事以類區

分勅成三卷庶其升降之序降殺之儀披文

即脫臨時靡滯各修厥職守而弗忘象闕書

義近於此

太字で示した文字が壬生本の破損部であるが、これらの文字の多くは、日野本・柳原本Bや葉室本に描かれた壬生本の残画ともよく一致している。またここに見える「禁中礼式」「原始要」などの文字は、前掲した鷹司本の空白部に入る字数としてもふさわしく、この点でも前田本の記載に不審な点はない。前田本には壬生本の「内裏式序」がほとんど無傷で残されていたといえよう。

ところで、前田本のこの「内裏式序」は、私たちが見慣れている流布本（通行本）の「内裏式序」とはやや字句を異にしている。すなわち、太字で示した前田本の「諭」「禁中礼式」「原始要」の部分が、流布本では「暁於興」「樽酌」「頻要」と書かれており、両者の記載には大きな開きがある。しかし、前田本とは別系統の「内裏式序」が存在するわけではなく、流布本の記述は壺井義知（享保二十年没、七十九才）の校訂を継承したものにすぎない。

壺井の校訂本『内裏式』は無窮会神習文庫や内閣文庫・書陵部などに写本が伝存し、享保七年十二月の奥書をもつ。その「内裏式序」には虫損部が示されているので、壬生本系の写本を底本としたことがわかるが、無窮会本ではその部分が朱書で、次のように復元されている（太字

の部分が朱書）。

盖儀注之與其所由来久矣所以猶虫損以推量補之暁與人納

于軌物者也皇上以樽酌同前節文未具覽之者多

（中略）

綴舊章同前頻要修緝斯朝憲取捨之宜斷於天旨

壺井の校訂は前後何度かにわたったようで、内閣文庫本や書陵部本では「暁興」を「暁於」と朱書するなど、上記の三本に限っても異同は少なくないが、「虫損以推量補之」とあるように、壺井は底本の虫損部を推量によって補っているのであり、この壺井復元案の「暁興（暁於）」「樽酌」「頻」などが、享和三年版本や群書類従版本を通して、流布本に受け継がれたのである。しかし、壺井は壬生本の虫損字数をあまり考慮しておらず、また壺井案によって序文の文意が不通になっているので、必ずしも説得的な復元案とはいえず、前田本の「内裏式序」が明らかとなった今、壺井本の記載は克服されてしかるべきであろう。壺井本は流布本に大きな影響を与えているが、その問題点は少なくないのである。

さて、前田本『内裏式』はこのように貴重な古写本であるが、その来歴については不明の点が多い。ただ尊経閣文庫に架蔵される室町期書写の冊子本『西宮記』『北山抄』『江家次第』が、いずれも三条西家の旧蔵本であったことを考えると、同じ冊子本の儀式書たる『内裏式』も、やはり三条西家の蔵本であったと憶測することは可能であろう。²⁶寛文八年に九条本の中巻と壬生本の上下が交換書写され、鷹司・九条・壬生の三

家に『内裏式』上中下が完備したことは前述したが、『重房宿禰記』同年二月十三日条によると、このときに鷹司房輔は壬生重房に、

内裏式、九條殿・鷹司殿・西三條・重房令所持外、希有之由被仰了、

と語ったという。つまり、この年に『内裏式』を書写しあった前記の三家以外では、三条西家のみ『内裏式』の写本が存在したというのである。確定的なことはいえないが、この三条西家本の『内裏式』が前田綱紀の蒐書のなかに入り、尊経閣文庫に伝えられたのではなからうか。一つの可能性として提示しておきたい。

おわりに

本稿では『内裏式』の古写本として、九条本A・九条本B・壬生本・前田本の四本を紹介し、近世における『内裏式』の書写過程を追ってきしたが、その要点をまとめると以下のようなになる。

第一。書陵部所蔵の九条本『内裏式』二軸のうち、A本は原装冊子本で、弘安十年二月二十七日の校合奥書をもち、紙背文書より五条大外記と称された清原良季の書写本もしくは校合本とみられる。一方、B本は鎌倉末期の書写と思われる、随所に朱書・朱点をもつ点に特徴がある。A・B両本とも江戸初期までに九条家に入り、寛永十八年前後に九条道房が修補の手を加えたが、B本は寛文八年に鷹司家と壬生家に貸出されて書

写され、この新写本を通して世に広まった。

第二。壬生官務家には鎌倉時代の書写と思われる『内裏式』三軸（上巻は鎌倉初期の書写）が存在し、文明十年までは損失なく伝えられたが、いつのころか冊子本に改装され、慶長十九年までに中巻を失い、巻首に破損部をもつ上下二冊本となった。壬生本は慶長十九年に徳川、寛文八年～十年に鷹司・九条・花山院・柳原などの諸家に書写され、その後、花山院本を通して一条・日野・柳原などの公家に広まったが、寛政～嘉永間に藤貞幹・山田以文・勢多章甫らの故実家が、『内裏式』校訂のために閲覧して以来、所在不明となっている。

第三。尊経閣文庫所蔵の前田本『内裏式』三巻一冊は室町後期の書写で、三条西家の旧蔵本かと推測されるが、上下二冊の特徴は壬生本と一致し、破損を示す空白部がきわめて少ないので、破損が進む以前の壬生本を書写したものと思われる。また、九条本とは別系統の本文を伝え、誤写の少ない前田本中巻も、やはり壬生本の写しかと考えられる。前田本は壬生本の原形をよく伝えているので、前田本を参照することによって、「内裏式序」をはじめとする流布本の誤りを正し、古写本系の本文を復元することができる。

現在、『内裏式』の刊本として広く利用されているのは、①群書類従本、②新註皇学叢書本、③新訂増補故実叢書本、④神道大系本の四つであるが、①②④は群書類従本²⁷⁾、③は享和三年版本を底本とする。しかし、この二つの版本とも壺井義知本の影響を強くうけており、古写本の

記載を多分に變形して伝えている。こうした流布本（通行本）の歪みを正すうえで、九条本・壬生本・前田本の果たす役割は決して小さくないであろう。⁽²⁸⁾ 本稿はその前提として、古写本の存在とその伝写過程を概観したものである。

註

- (1) 宮内庁書陵部編『図書寮典籍解題』続歴史篇（養徳社、一九五一年）三二～三三頁。
- (2) 所功『内裏式』の成立（『平安朝儀式書成立史の研究』国書刊行会、一九八五年）五二頁。ただし、鷹司本の書写を慶長年間とするのは正しくない。
- (3) 和田英松「西宮記考」（増訂故実叢書『西宮記』明治書院、一九二八年）、同「北山抄」（『本朝書籍目録考証』明治書院、一九三六年）、早川庄八「壬生本『西宮記』について」（高橋隆三先生喜寿記念論集『古記録の研究』続群書類従完成会、一九七〇年）、所功『西宮記』の成立（『北山抄』の成立）（前掲註（2）著書所収）。北啓太「『西宮記』の書誌」（『西宮記研究』一、一九九一年）、橋本義則「前田育徳会尊経閣文庫所蔵『西宮記』卷子本をめぐって」（同上書所収）、北啓太「壬生本『西宮記』旧内容の検討」（『史学雑誌』一〇一―一一、一九九二年）。
- (4) 『書陵部紀要』三十五（一九八四年）彙報一〇八頁参照。
- (5) 奏成選短冊式の式日は『弘仁式部式』下に「四月十一日」とあり、「四月七日」に変更されたのは『貞観式』以降である。吉川真司「律令官人制の再編」（『日本史研究』三二〇、一九八九年）、神谷正昌「平安初期の成選擬階儀」（『延喜式研究』六、一九九二年）など参照。
- (6) 『経俊卿記』文永七年正月十三日条、『吉統記』文永七年八月十日、同八年正月七日、二月三日、二月十七日、二月二十七日、九月十五日、十月一日、十一月二十九日、十二月七日の各条。
- (7) 村田正志・黒川高明校訂『五條家文書』（史料纂集古文書編、続群書類従

完成会、一九七五年）所収。

- (8) 足利衍述『鎌倉室町時代の儒教』（日本古典全集刊行会、一九三二年）一九三頁、太田亮『姓氏家系大辞典』、河出書房新社『日本歴史大辞典』（花田雄吉氏執筆）、吉川弘文館『国史大辞典』（村田正志氏執筆）の「五条」「五条氏」「五条家」の項、村田正志「解題」（前掲『五條家文書』所収）など。
- (9) 『外記日記』（『新抄』）によると、大外記良季は文永三年・四年に正月五日叙位議の奉行をつとめ、それに先立つ三年正月二日と四年正月一日に、文殿において叙位勘文に目を通してゐる。また『吉統記』文永八年十一月二十九日条には、局務良季真人が触穢のため、五位外記の中原師頭が小除目の奉行をつとめたとある。
- (10) 『外記日記』文永三年二月六日、二月十日、九月十八日、十月二十五日、十二月十九日、同四年三月十七日の各条、『吉統記』文永八年正月二十九日条、同十年閏五月十四日条。
- (11) 『吉統記』同日条に「大外記良季真人候毛詩御誦、（中略）件毛詩先校合良季本可進之由、一昨日有仰、仍第一二卷等遣良季許了、仍今日持参」とある。静嘉堂文庫所蔵の清家秘点本『毛詩』二十卷は、永正年間に清原宣賢が累代相伝の家本によって加點校正したものであるが、その第一巻の奥には、
兼安四年九月十九日朝間、詰老眼加假字反音等了、毛鄭之説既以分別、好事之徒何不悦目乎、
大外史 判
文永十年閏十月十四日見合或古本了、
大外史 判
嘉禎二年三月十八日授良尚了、
大外史 清原 判
という相伝奥書が写されており、宣賢の参照した累代相伝本の淵源が、良季に伝授された本に遡ることがわかる。奥書によると、良尚（良季の本名）は嘉禎二年（一二三六）におそらく父頼尚から『毛詩』を伝授され、文永十年閏五月十四日の『毛詩』御誦の当日に、曾祖父頼業の証本『毛詩』との校合を終えており、この本が御本の校合に用いられたと考えられる。静嘉堂文庫編の影印本『毛詩』（一九四九年）参照。なお、大東急記念文庫所蔵の宣賢自筆本『毛詩』十冊の巻一奥もほぼ同文である。

(12) 清原頼業については、向井淳郎「清原頼業伝」(『日本史研究』三、一九四六年)、龍爾「清原頼業の局務活動」(『鎌倉時代』下、春秋社、一九五七年)、和島芳男「清原頼業論」(『日本宋学史の研究』増補版、吉川弘文館、一九八八年)など参照。

(13) 宮内庁書陵部編『図書寮典籍解題』漢籍篇(一九六〇年)二一～三四頁、石上英一「『令義解』金沢文庫本の成立」(土田直鎮先生還暦記念会編『奈良平安時代史論集』下、吉川弘文館、一九八四年)。

(14) 書陵部所蔵の『古文孝経』一軸(函号五五六・二二)や『尚書』四冊(函号五五六・二一)、『礼記』十九冊(函号五五六・一八)などは、鎌倉末の清原良賢や室町後期の清原宣賢が清家相伝本を新写したものであるが、そこには頼業以来の相伝奥書が移写されており、『礼記』第二十冊の奥書中には、文永十二年二月二十八日に良季が子息良枝にこれを伝授したことも記されている。頼業以来の累代秘説が長く嫡流に相伝されたことがうかがえよう。前述した註(11)の清家秘点本『毛詩』にも、文永十年八月十三日に良季が良枝に伝授した奥書が写されている。なお、足利衍述註(8)著書所収の『経籍奥書集』、和島芳男「清家の点本とその家学」上下(『神戸女学院大学論集』九一三、十―、一九六三年)なども参照。

(15) 同書には奥書がなく、正確な作成年月は不明であるが、書陵部所蔵の『九條道房公記』(明治写、函号二五八・一九)によれば、道房は寛永十八年七月頃から別記・文書の整理・修補をはじめており、同年七月十六日条・二十七日条などに「取文書目録」という記述がみえるので、この前後の製作と推定しておきたい。なお、九条家旧蔵の記録類の多くには、寛永十八年七月・同二十年七月を中心とする道房の一見奥書が加えられている(宮内庁書陵部『九条家旧蔵記録類展示目録』一九六一年、同『九条家歴史記録』一解題、一九八九年)。

(16) 半丁八行の野紙、一行十七字詰めという体裁は、慶長御写本に共通の規格なので、紅葉山本『内裏式』には壬生本の行割や字詰めは反映されていない。

(17) 慶長御写本については、近藤守重「好書故事」(『近藤正斎全集』三、国書刊行会、一九〇六年)書籍八、森潤三郎「紅葉山文庫と書物奉行」(昭和書房、

一九三三年)、福井保「紅葉山文庫」(郷学会、一九八〇年)などに詳しい。

(18) 家康による古書謄写の関連史料は、『大日本史料』十二ノ十三、十二ノ十五、十二ノ十七などに集成されている。

(19) 舟橋秀賢は慶長五年十一月十六日に壬生孝亮から『内裏式』と『西宮記』を借用している。書陵部蔵の自筆本『孝亮宿禰記』(函号F九・一〇六)同日条に、「清極蔵キリ内裏式・西宮記借用ありたき由申来間、則遣」とある。同日記慶長三年正月一日条に「極蔵清原秀賢」とみえるように、清極蔵とは舟橋秀賢のことである。

(20) 寛政四年の校合奥書をもつ藤貞幹校本は、水戸彰考館の二冊本『内裏式』(函号寅八)などに写しが伝わるのみで、原本の所在は不明であったが、最近古書肆より売りに出された(『一誠堂古書目録』平成四年秋季号の三一頁に「藤原貞幹内裏式」とみえ、序文と奥書の写真が掲げられている)。当本にみられる天明八年と寛政四年の両奥書は、静嘉堂文庫の山田以文校本にも移写されているが、大東急記念文庫の藤貞幹校本『内裏式』(整理番号一七八九)には寛政四年の奥書がみえない。大東急本は貞幹の初期の校本なのであろう。

(21) 内閣文庫所蔵『宮内省諸 壬生家蔵本書目』(函号二一九・一五四)。

(22) 無窮会神智文庫の玉篋一六八には「壬生官務本写」という『内裏式』一冊が架蔵される(『神智文庫図書目録』四二二頁)。この『内裏式』は「法曹至要鈔解」と合冊で、表紙左上に「壬生本内裏式/法曹至要鈔解」と外題するが、内容は壬生家旧蔵の校本『内裏式』を写したものである。

(23) 第一行目末尾「指」の下には一字分の空白があるので、ここに一字の破損を想定することも可能であるが、壬生本の「内裏式序」は字間に余裕をもって書きはじめているので、「指」の下はもともと空白であったとも考えられる。一字の存否は「内裏式序」の文意とも関わるが、いまは空白のままとし、今後の検討課題としたい。

(24) 岩橋小弥太「儀式考」(『上代史籍の研究』二、吉川弘文館、一九五八年)二〇二頁は、群書類従本の「内裏式序」を掲げつつ、「誤脱錯乱があるらしく、行文晦澁、会通に苦しむ」と述べ、「指既於與人」「以樽酌」「頻要修繕」など

のあとに脱文を想定している。

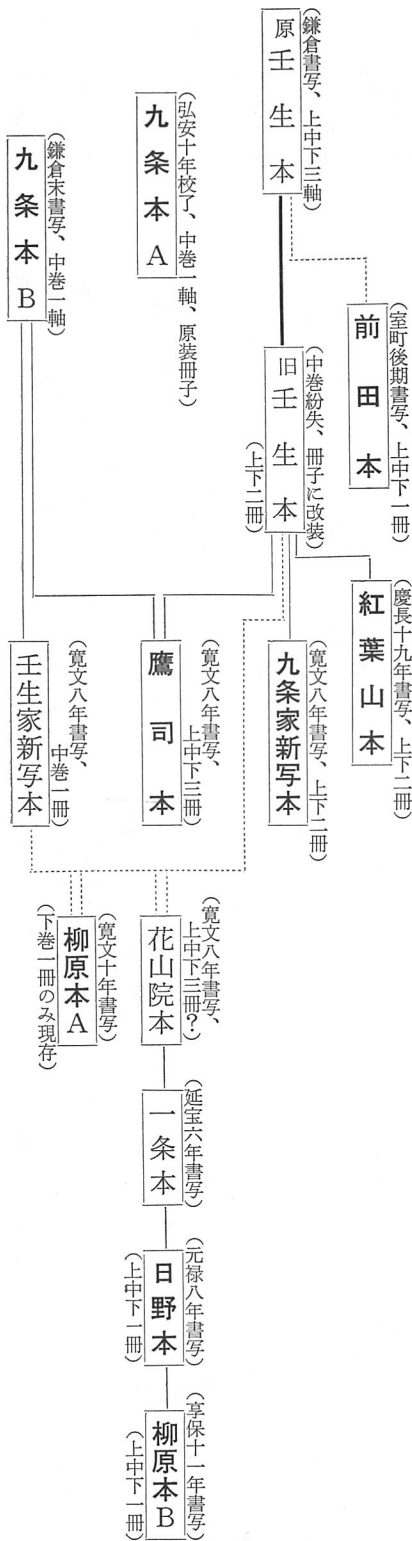
- (25) 和田英松『本朝書籍目録考証』(前掲) 一四三頁、所功『平安朝儀式書成立史の研究』(前掲) 二五三頁、三一六―三二七頁、三四二頁、橋本義彦『前田育徳会尊経閣文庫所蔵『北山抄』の周辺』(『神道大系月報』一〇九、一九九二年)。

- (26) 前田本『内裏式』の筆跡を、前田家の冊子本『西宮記』『北山抄』『江家次第』などと比較すると、三条西実隆や公条の筆と断定するだけの類似性はないが、一部の校訂書入れなどに公条のものと同様の筆跡がある。前田本『内裏式』の書体は紅葉山本や鷹司本と似ており、壬生本の書体を意識して写していると思われるので、筆写者の個性は出にくいのであろうか。

- (27) 新註皇学叢書本は底本名を明記しないが、その本文は群書類従本とはほぼ一致し、これに一部補訂を加えたものである。

- (28) 神道大系本は群書類従木版本を底本とし、紅葉山本以下六本をもって校正

付図 『内裏式』写本略系統図 (大字本は現存、細字本は現存せずもしくは所在不明、――は伝来、――は転写、……は転写推定)



しているもので、壬生本の記述が一部反映されている。しかし、紅葉山本に限っても校訂もれがいくつかに認められ、また紅葉山本もそれ以外の校異もすべて一律に「イ」と示されるため、紅葉山本の記載を判別することができず、流布本の歪みを正す校訂本としてはやや限界をもっている。

〔付記〕 本稿の作成にあたっては、橋本義彦・飯倉晴武・吉岡眞之・北條文彦・櫛笥節男・中村一紀・宮崎康充・北啓太・田島公・小森正明の各氏から貴重なご教示をえたが、とりわけ壬生本『西宮記』を詳細に検討しておられる北氏からは、重要な論点について数々のご助言を頂戴した。史料閲覧に便宜をはかっていただいた各所蔵機関とともに、これらの諸氏に厚くお礼申し上げる次第である。